

第2回地域振興TF 議事概要

1. 日時：平成19年11月7日（水）10:50～13:30
2. 場所：永田町合同庁舎2階 中会議室
3. 議題：①総務省からのヒアリング及び意見交換
「資産圧縮や債務削減に向けた地方公共団体の取組の自由度拡大について」
「指定管理者制度について」
②経産省ヒアリング
「工場立地法について」
4. 出席者：
(規制改革会議)
川上主査、安念委員、小田原委員、米田委員
(総務省)
自治行政局行政課 課長 幸田 雅治
(経済産業省)
経済産業政策局地域経済産業グループ地域経済産業政策課 課長 横田 俊之
経済産業政策局地域経済産業グループ地域経済産業政策課 課長補佐 内田 藤一

(総務省入室)

○川上主査 おはようございます。本日は、地域振興TFのヒアリングにお越しいただきましてありがとうございます。

今回は、2つ、「資産圧縮や債務削減に向けた地方公共団体の取組みの自由度拡大」ということと「指定管理者制度について」ということで、時間が11時45分ぐらいまでとお聞きしていますので、ポイントを突いてやっていければと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

まず、1点目の資産圧縮のところについては、説明を10分ほどいただいて、その後質疑応答と、それから、指定管理者制度について、説明を10分ほどで、その後質疑応答という格好で進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○幸田課長 はい。

○川上主査 今回のこのヒアリングについては、議事録を録らせていただきます。そして、議事録は後で公表されますので、どうぞよろしくをお願いします。

早速ですが、1点目について御説明いただけますか。

○幸田課長 1点目の「資産圧縮、債務削減に向けた地方公共団体の取組みの自由度の拡大」という提案について回答させていただきたいと思います。

まず、そのうち(1)でございます。これは、信託につきまして、現在、土地の管理又は処分を行うことに限定されていると。国有財産法で既に認められているように、建物に

についても信託設定を可能にすべきだという御質問なんですけれども、まず、国有財産法についてですけれども、これは、第 28 条の 2 の第 1 項の規定で、建物のみを信託の目的とするというのは認められておりません。これは財務省の方にも私どもから直接確認をいたしました。したがって、国において認められているように、地方においてもというのは、事実の誤認があるところでございます。

それから、この信託の制度創設時の昭和 60 年代に、土地についての管理処分を行うということで対象になっているわけでございますけれども、その当時においては、都市、それからその周辺における公有地について、単に行政目的の手段ということで所有を管理するだけではなくて、長期的な視野に立って有効活用を図っていくと。それが社会資本の充実を図ることにつながるということが強く求められていたということでございまして、それでこの制度ができたと理解をしているところでございます。こうした中で、昭和 61 年の導入ということでございますが、このときに国有財産法の改正に併せて地方自治法が改正されているということでございます。

信託協会でしょうか、提案されている前提の部分が事実誤認であるということをもまず指摘させていただきたいと思えます。

それから、2 番目の、地方公共団体が保有する普通財産の信託について、受益者が地方団体に限定されていると。SPC を受益者とする信託設定を可能とすべきと考えるということについてでございます。

地方公共団体以外の第三者を受益者として、その者についての信託の利益を享受させるということは、(2) の提案にありますとおり、認められていないわけでございますけれども、これは他益信託を利用して、第三者に金銭、財産を享受させるということは、実質的には予算の審議を経ずに補助金等を交付するということと異なる行為になるということで、適当でないという理由で対象としていないところでございます。

第 238 条第 1 項第 8 号に規定されている信託の受益権は、一般の公用あるいは公共に供して、又は供することを決定した財産ではないと考えられますので、普通財産に位置付けられるため、当該財産処分は可能であるということでございます。

それから、(3) でございます。これも、国有財産では、行政財産において、行政機能を維持したまま用途廃止の上、普通財産とするということは認められているけれども、地方公共団体では認められていない。認めるべきではないかという提案でございますが、国有財産法において行政機能を維持したまま用途廃止の上、普通財産にするということは認められていないというふうに我々は承知しているところでございます。

また、平成 18 年の地方自治法の改正によりまして、市町村合併、あるいは行政改革の進捗によりまして、行政庁舎の空きスペースの有効活用という観点から、地方自治法の改正によって、行政財産である建物の一部貸付けとすることができるようになり、貸付範囲の拡大をしたところでございます。

それから、あと、行政財産の未利用地等があつて、これらの今申し上げました制度の活

用を検討してもなお、普通財産と位置付けることが適当であるという場合には、用途廃止して普通財産に切替えて、私権の設定ということができるということでございます。

第1点目の点については、私どもの方の考え方は以上でございます。

○川上主査 ありがとうございます。根本的に、まず、質問の1のところ、国有財産については、当方から出した質問は認められているということを書いています。それから、質問3においても認められているということを書いているんですが、これは、おたくの方では、確認されたら、そういうことじゃありませんよと、そういうことで、これは根本的にここでの食い違いがありますね。こちらで聞いた話と、御省で聞いた話で。こちらも、これは財務省で聞いた話では、一応大丈夫じゃないかと、そういうことで認められているという話を聞いておるわけですが、事務局、その辺の経緯はわかりますか。質問1と質問3については国有財産法において認められているということを書いているんだけど、これは2つとも認められていませんよということを幸田課長は言われるわけですが。

○幸田課長 はい。財務省にこの文書を出して確認してもらっております。

○川上主査 確認されたということで、これは根本的にどちらが正しいのでしょうか。

○事務局 要望者に確認しましたところ、財務省からはできるという回答を頂いているとのことでしたので。

○川上主査 では、そちらの方が、今のところ正しい判断かもわからないと、こういうことですか。

○幸田課長 はい。

○川上主査 質問の方、よろしくをお願いします。

質問3の方で、これは、具体的に要望が雲南市というところから挙がっているわけですが、要するに、売ってリースバックしたいんだけど、一たん建物を出ていかないことには、明け渡さないことには、それを売ることにはできないんだと。

○幸田課長 建物を明け渡さないと売れない。

○川上主査 建物を一たん明け渡さないと売ることができない。それが一つネックになると。そしてまた後でリースバックするということらしいんですが、それについて、例えば、1週間だけ行政機能をストップして、売り渡して、改めてまた行政をやっていくということだったらできるんだというふうに聞いているんですが、そして、リースバックをしたいんだけど、一回行政機能をストップすることがネックになってリースバックできないと聞いているんだけど。

○幸田課長 一回ストップしなければいけない。

○川上主査 一回ストップしなければいけない。テクニックだけの問題だと聞いておるんですが、そういう場合の各地方自治体の自由度の選択について、しゃくし定規じゃなくて、自由度を選択できるようなことをすべきじゃないかなと。

○幸田課長 どういうニーズがあるのかということになると思うんですけど、今、主査がおっしゃいました、一回ストップするというのはテクニカルな問題ということでは

うか。そうすると、例えば行政機能、土曜日曜、地方公共団体は閉めていますよね。そのときに、また月曜からスタートするということができればいいのでしょうか。具体的な事例がどういう行政機能を想定しているかわからないので、その事例が本当にそういうのがネックになっているかどうか。

○川上主査 一回ストップするのがネックであるかどうかということですか。

○幸田課長 なのかどうか、こちらでも検討したいと思います。

○小田原委員 あれじゃないですか。例えば、大合併とか、地方の村が合併したときに、その庁舎が不要になったと。不要というか、そのまま、それを一たん普通財産にすることができないかということが起こり得ると思うんですね。

○幸田課長 それは、庁舎が不要になって、普通財産にするということはできます。用途廃止をしましてですね。

○小田原委員 それをまた、すべてを庁舎として使うことはないから、一部を分庁舎みたいな形で使って、そのほかのところはいろいろな形で利用するということは、全国至るところにあるという実態があるところから、こういうような要望があるというふうに。

○幸田課長 今おっしゃられた事例については、現行制度でもできるということなんですけれども。

○川上主査 要するに、使用をしながら売るということなんです。行政機能をちゃんと維持しながら、土地と建物を売ってしまうということではできないんじゃないでしょうか。

○幸田課長 今の小田原委員のはちょっと違う事例だと思えますけれども、使用しながらではなくて、合併によって一部は要らなくなった、不要になったということで、それを新たに、例えば一部は使うと。一部は普通財産にする。それはできるわけです。それは合併とそれ以外の事例もあるかもしれませんが、不要に一回なっていますから、それは庁舎の一部を、行政財産を用途廃止するということになりますので、それは今の制度でもできます。

○米田委員 ただ、その場合は、部分的に普通財産にして、ある部分は普通財産にするということなんですけど、普通、民間の不動産取引でいくと、建物をまるごと売りたいということがあろうと思うんですね。ですから、多分今の小田原委員の話は、これだけかい庁舎が合併で要らなくなったけれども、支所として一部を使いたいと。その建物をできれば民間に売却して、その一部だけを行政が借りて使いたいというニーズは、全国各地であるのではないかと。ときに、一部だけ行政として残して、例えば、10のうち2だけ行政資産で残して、8を普通資産にして売るといっても、買い手から見たら、1つの土地・建物をまるごと買ってお貸しの方が不動産取引的にはいいので、そういうことはできるのでしょうかということなんですよね。

○幸田課長 できます、それは。全部普通財産にして売ってということですよ。

○米田委員 そのときに問題は、行政機能がずっと継続しているわけですよ。その一部の支所だけはずっと窓口を開けているというような。仮に、例えば、3月31日に一度閉

めて、次の4月1日の朝、オープンするというような、土日を廃止するというようなテクニックでそれは乗り切ることができるのでしょうか。短期でも一応廃止という形だけをとって、それからやるということであれば、まだ。

○小田原委員 テクニカルというのはそういう意味。

○米田委員 そういうことですね。

○幸田課長 行政機能を維持したまま用途廃止して普通財産というところが、これは国有財産も同じなんですけれども、今の制度では、行政機能を維持したまま用途廃止することは、用途廃止するわけですから、行政機能はそこで廃止されるという整理になっていますので、国有財産法においても地方自治法においてもそういう整理になっているので、そのところが恐らくネックになっているんじゃないかという御指摘だと思うんですね。

○米田委員 それを運用の妙で乗り切ることができるかという。

○幸田課長 それは、先ほど川上主査がおっしゃったような事例がどういうニーズで、先ほどの答えと同じになるんですけれども、それが現行制度で果たしてうまくできないのかどうかという……。

○川上主査 現行制度では、私どもが聞いている話は、一たん行政をストップして、一たん移動か何かして、そして明け渡して売って、それからまた入り直すとしないとだめなんだという話を聞いておるんですが、それは事実ですか。

○幸田課長 どんなふうにですか。

○川上主査 要するに、移動せずに、ある日をもって終了して、それからすぐ売買して、翌日にはオープンできるということはテクニカル的にできるのでしょうかということなんです。できるということであれば、そういうことがもっと周知徹底すればいい問題であって、そういうことを総務省の方から周知徹底するというのをうたってもらえば、それで済む問題なんです。

○安念委員 それは法的にはこういうことですか。例えば市役所の支所として使っている建物がある。これは市有であり、公用物である。そして、支所としての機能を、つまり、オペレーションを続けたまま行政財産であることをやめて、普通財産にすることができないと聞いている、そういう話でしょうか、前段は。

○川上主査 前提はそうです。

○幸田課長 行政機能を維持したままということになれば、これは行政財産ということになるんですね。

○安念委員 中で行政機能を維持していれば、それは行政財産であるほかないという整理になっているという前提ですか。

○幸田課長 そうですね。その部分は。

○川上主査 要望者はそういうことですね。

○事務局 補足させていただいてよろしいですか。民間企業であれば、例えば、本社の自

社ビルを保有したまま、自社ビルを売却して、本社機能はそのまま残して、店子として入るといような形での財産権の転用というのが認められています。市役所などにおいても、市保有の市役所の建物の所有権だけを民間企業なりに売却して、店子として入りたいという要望が出てきています。しかしながら、現在の地方自治法上、行政財産に位置付けられるものというのは私権の設定が禁じられているので売却はできません。現行法でやろうとした場合というのは、普通財産に転用した上で売却をするしかありません。市役所を市役所の機能を維持したまま売却するのであれば、それは普通財産に転用した上で売却しなければならない。ただ、普通財産というのは、行政機能がないということが前提になりますので、一度市役所をクローズしないといけないという形になってしまうということを要望者の方から聞いています。

○小田原委員 それは技術的に可能なわけでしょう。一たんクローズしちゃえば。

○安念委員 要するに、機能を一時やめて、普通財産に転換して、その上で売って、それでリースバックして、月曜日からまた役所としての仕事を始めるということではできるといふ話をしているわけですね。

○幸田課長 そうです。

○安念委員 それは現行法に何ら抵触することなくそれはできる。

○幸田課長 できる。つまり、売るときには普通財産にしないと売れないということで、これを行政財産のまま売るといふのは、これはやっぱり。

○安念委員 だから、問題はそこじゃないんですね。そこが問題なわけじゃなくて、行政財産たる市役所の分庁舎とか支所みたいなところを、中で行っているオペレーションをそのままにしておいて、行政財産をまず普通財産に形だけ変えてしまう。それで、売って、リースバックする。中のオペレーションの変化は、帳面上も全くないというのは許されないと、要望者の方は認識しているということですよ。それは建前としてはそうだと言わざるということですか。

○幸田課長 そういうことです。

○安念委員 そうすると、内部で行政本来の機能を営んでいるような財産は、普通財産ではあり得ないんだと定義するとすれば、普通財産を普通財産というままで役所の機能を中では果たしているということは許されないのかしら。

○幸田課長 それは、例えば、民間の所有している建物を借りて賃借権を設定して、そこで行政機能をやるということではできるわけです。

○安念委員 そうすると、それはどういうことなんだろう。賃借権が。

○川上主査 手続上の時間がかかるということだろうか。普通財産にして、それから。

○安念委員 財産の定義というのは有形なものしかないのですか。

○幸田課長 いいえ、そんなことはないです。

○安念委員 賃借権そのものも行政財産でしたかね。

○事務局 地方自治法上は、「財産」とは、「公有財産、物件及び債権並びに基金をい

う」となっています。

○安念委員 公有財産は何を言っているんだろう。公有財産とは次に掲げるものをいう。地上権、地役権、鉱業権。そうすると、役所として民間の建物を使う場合には、賃借権を行政財産だと観念するのだろうか。

○川上主査 要は、金曜日に閉めて翌週再開することができるかどうかなんです。

○安念委員 それは法律上の整理の問題だからいいとして、金曜日の夜をもって行政財産を普通財産に変えてしまって、土日の間にリースバックの契約をして、月曜日の朝はまたみんな戻ってきて、今や民間の所有となった支所で、いつもどおりのオペレーションを始めると、こうやれば、法的には何ら問題はないということですか。

○幸田課長 はい。

○米田委員 そういうのを解釈として出していただけると、随分やりやすくなるので、それだけでも一歩前進ですね。

○川上主査 間違いなくここはできないと思っているわけですから、そういうふうにしたんだということです。3番目の要望は。

○幸田課長 行政機能を維持したまま用途廃止をするということが書いてありますので。

○川上主査 それは時間の問題で、テクニカル的に、それは今、安念先生が言ったような格好で、金曜日に終わってということができれば、それは問題ないと思うんですね。

○安念委員 金曜日が終わって、役所としての機能が終わったことにして、しかる後に普通財産に転換するというのは問題ない。普通財産に転換してしまった以上は、それを売るのも問題ない。売ってしまった以上はリースバックにするのも問題ない。リースバックをした建物の中で月曜日の朝から役所の機能を始めるというか、再開するのも問題ないと、こういうふうに分節化して説明されることになるんでしょうな、説明としては。

○小田原委員 質問の4行目から5行目にかけての「行政機能を維持したまま」のところの文面を変えればいいということよろしいですか。

○幸田課長 はい。

○川上主査 そうなことだよ。機能を一たんストップして素早くやると。

○幸田課長 普通財産にしないと売れないというところは共通しているわけですね。国も地方も。

○川上主査 3番目はそういうことで、あと、1、2に関してはどうですか。

○米田委員 1に関しては、国有財産法においては、第28条の2第1項の規定により、建物のみをとというのは認められていないところであると書いてあるんですが、財務省の見解というんですが、実際に法文でそう書いてあるんですか。

○幸田課長 はい。条文があります。

○米田委員 第28条の2は、そこまで、いわゆる地方自治法ほどはっきりと縛った条文はないように思うんですけれども。地方自治法が限定されているのは明らかなんです、

国有財産の方は、明文的には書いていないと思いますが。

○幸田課長 これ、明文的には書いていないかとは思いますが、国有財産法の解釈としてそういうふうに認めていないと財務省が言っているんです。

○米田委員 でも、地方自治法の方は明文化されているわけですよね。これから地方財政の健全化で資産圧縮とか債務縮減に向けていろいろな取組がなされなければいけない中で、なるべく柔軟な道具を自治体にしても国にしても持っていることがいいのではないかと思うんですよね。そのときに、国の方で明文化されていないのであれば、そこは運用でなるべく柔軟に運用していただくという方針が大事なのではないかと思うんですよね。ですから、そういう意味では、国ともう一度こちらもお話しさせていただいて、もしそこで柔軟な運用が出るようであれば、自治体の方もなるべく柔軟な運用にもっていけるように、前向きに検討していただきたいんですけども。

○幸田課長 十分検討させていただきます。

○米田委員 それから、2番目なんですけれども、SPCに関しての話ですが、いろいろなものを信託するときに、自治体が主体になりますと、信託財産に対して無限責任が発生しますけれども、通常、民間でとられておりますSPCのようなものを介して信託するときには、SPCが財産を有限責任として、財産を担保として責任を持つということになりますので、合理的な信託というのが可能になるのではないかと思います。ですから、SPCというのはそういう目的で民間では多用されているものなので、今現行の法律ではできないにしても、これは先ほど申し上げた自治体の財政健全化の一つのツールとしてぜひ検討していただきたいんですけども。

○幸田課長 この点については、回答のところにも書かせていただいているんですけども、地方公共団体以外の第三者に利害を享受させるということが、実質的には予算の審議を経ずに出していくということになってしまうということになりますと、地方議会、地方行政における民主性という観点から、そういう審議を経ないで補助金を出すというところが一つ問題としてあるということがございますので、なかなか難しいのではないかなと思っております。

○川上主査 ということは、審議を経ればよろしいということですか。議会の承認を得るとか。

○幸田課長 そういう形がとれるかどうかというところは一つあるかもしれませんが。

○川上主査 地方自治体において、SPCをつくるのに、地方の議会の、市の議会の了解をとればいいと、こういうふうなことになるんですかね。

○小田原委員 ちょっとそうじゃないんだな。出資配当のところのそれぞれを審議したということがないとだめだということじゃないですかね。この部分が補正予算なり何なりというふうな形の審議と同じように、この部分を審議する。これに預けるという形じゃだめだということじゃないですか。

○川上主査 これは証券ですから、一般投資家ですよね。

○幸田課長 これは、質問のところに、国の場合にはどうなっているかというのは書いていなかったんですけども、国の場合はどういうふうになっているのでしょうか。

○事務局 現状では国も認められておりません。

○幸田課長 どういう仕組みがとれるかというのは、今、主査の方から御提案があったんですけども、そういう仕組みによって現在の制度として考えている趣旨とか、目的とか、そういった点が十分そういう仕組みで担保されるのかどうかということがございますので、今お話があった点については、よく研究、検討してみないと、今ここの場でそういうことが可能だということは、すぐは申し上げられないと思うんですけども、国の制度についてどうなのかというところは、よく聞かせていただきたいと思っております。

基本的に、国有財産の関係については、今まで地方自治法の改正についても、国が国有財産法を改正して、それと並びで基本的には今まではやってきたと。ただ、必ずしもそれは全部国と地方が同じでなければいけないということはないと私どもも思っておりますけれども、一応そういう制度的な国有財産、公有財産との並びという考え方も今まではございましたので、その辺はよく国の方の考え方も踏まえた上で、私どもとしても検討する必要があると思っております。国がだめだから地方は即だめだということは必ずしもないと思っておりますけれども。

○川上主査 まあそうでしょう。国がオッケーだと言え、その辺はスムーズにいきやすいということは言えるわけでしょうな。

○幸田課長 とうか、国がオッケーだからといって、必ずしも地方はオッケーということにはならないし、国がだめだから地方はだめということにも必ずしもならないと。私どもは、地方公共団体は地方公共団体なりの、先ほど主査、御指摘ありましたような地方公共団体としての、あるいは米田委員おっしゃいましたように、地方財政の観点からのものというのも必要だと思っておりますので。

○川上主査 基本的な問題点としては、地方公共団体の自由度が非常に少ないんじゃないかと。公有財産の運用に関して。この辺はもっと周知徹底して、地方における各地区、地区の状況があるわけですから、それに応じた裁量ができるような措置を今後ともぜひすべきじゃないかと。

○幸田課長 自由度を高めていくということは、基本的に私どもは賛成しておりますけれども、その場合に、これは財産、公的なものでございますので、一定のルールというものは必要だということで、そこは十分検討する必要があると思っております。

○事務局 補足で確認させていただきたいんですけども、現行地方自治法上、既存の建物を土地と一体で信託に出すという形は認められるのでしょうか。

○幸田課長 土地と一体とうか、信託目的は、信託された土地に建物を建設し、又は信託された土地を造成し、かつ当該土地の管理処分を行うことと限定されていますので、土地に建物を建設をしてとうかとはできません。

○事務局 逆に言うと、既に建っている建物を土地も含めて信託に出すという形は認めら

れないということですよ。

○幸田課長 既に建っている建物、ああ、そうですね。

○安念委員 建物も底地も公有財産だという前提ですね。

○事務局 そうです。

○安念委員 底地付きで建物を信託に出す。法令の解釈、文言の読み方なんでしょう。

○幸田課長 確認します。

○小田原委員 その土地の定着物のところの解釈じゃないですか。

○幸田課長 この御質問は建物だけのということですが、今の点については確認した後でお答えします。

○川上主査 それでは、1と2に関してはちょっと中途半端になっているんですが、時間の都合上、次の方にかさせていただきます。

この1番と2番に関しては、また改めてどこかの段階でということがあり得ると思いますが、その辺、ひとつよろしく願います。

○幸田課長 よく整理をしたいと思います。

○川上主査 こちらの方ももうちょっと財務省に確認したいということがありますので、解釈の違いが出ていますので。国有財産はオッケーだけれども、地方の方はだめなんだという認識のずれがありますので、その辺をもうちょっと調べてみます。

では、指定管理者制度について説明をお願いします。

○幸田課長 指定管理者制度については、一定の公募期間が必要だということ、これをもう少し長くできないかということ、あるいは、情報開示をすべきではないかという話がありますけれども、これについては、現在の地方自治法における指定管理者の制度というのはかなり自由度の高い制度になっており、地方公共団体が自ら条例等により対応することができるという制度です。したがって公募期間については、地域の実情や対象となる公の施設の状況に応じて、地方公共団体が適切に判断をするということになっています。

また、情報公開についても、公開する情報については、地域の実情、あるいは公の施設の状況に応じて、地方公共団体が適切に判断すべきものと考えています。

それから、③についても、地方公共団体が当然よりよい行政サービスを提供するために、適切な団体を選定するということでもあります。

次の目的外使用許可権限の授権についてですが、指定管理者が目的外使用許可の権限がないということについて、具体的な支障が起きている、あるいは地方公共団体がそういう声があるということは、私どもは聞いていないところです。

そもそも公の施設というのは、住民の福祉を増進するために行っていくということでありまして、指定管理者制度はその設置目的を効果的に達成する必要があると認めるときに管理を行わせるという制度でありますので、指定管理者自身が公の施設の目的外の使用許可を行っていくというのは制度の趣旨に反すると考えています。

それから、ガイドラインの関係については、地方自治の観点、自由度の高い制度にして

いるわけでありまして、こういった自治事務である財産の管理のような事務について、国が統一的な基準を策定していくというのは、地方自治の観点から適切でないと考えているところでもあります。

なお、今年の1月に、今の提案等ありました項目も含めて、地方公共団体において効果的・効率的な運営に努める、あるいは情報開示を行っていくということが必要だということについて、私どもの局長の方から知事あてに通知を出したところです。去年、同じような意見が上がってきていたということではありますが、その後、私どもとしてこのような対応を行っているということで、規制改革会議の御意見などを踏まえて、地方公共団体に対して適切な指導を行っているということで御理解いただきたいと思えます。

○米田委員 1、2、3すべてに関わることなんですが、自治事務で自由度の高い地方自治の精神に基づいたものであるということは理解いたしました。

そこで、要は、「地方自治体において適切に判断すべきものとする」という中で、客観的に見て適切でないことが行われている場合は、それに対しては何らかの指導というものはあり得るのでしょうか。

○幸田課長 こういった自治事務の関係についてですと、例えば違法である場合には地方公共団体に対する国の関与というのが自治法上あります。それ以外は、適切かどうかということについては、地方公共団体の自治ということになりますので、議会でありますとか、あるいは当該地域の住民の判断、最終的には、例えば首長の選挙で、そういう問題があるという指摘があれば、そういったことも含めて、選挙で首長が選ばれるときに判断されるというようなことで、自治という形になろうかと思えます。

○米田委員 ただ、例えば、一定の公募期間というときに、現行の中では発表から公募期間が2週間というものが多いということが現実にこちらの規制改革会議の方に挙がっております。そういうものは不適切だと思われるのですが、指定管理者制度で各地で不適切な公募期間があるときに、申請者の方々が、その自治体に一々、一個一個要望を出して突破しなければ、そういう制度上の問題が解決できないというのは、また少し問題ではないかと思うんですが。

○幸田課長 これは、いわゆる官から民へということで、指定管理者制度、市場化テスト、PFI、こういった制度をそれぞれ内閣府と総務省等が所管しているわけですが、連絡会議というのを今年から設けて、そこで全国の実態がどうなのかとか、それをよりよい方向に持っていくためにはどうしたらいいか、あるいは調査も含めて情報共有をしながら、地方公共団体にも提供していこうという取組をしようということにして、その調査を今年、秋、お互いに集まって検討して、これからそういったものを行っていくという予定にしていますので、今、先生がおっしゃいました、公募期間が実際にはどうなのかということも把握をした上で、例えば、できるだけ長い期間をとっていくということが必要だというふうに情報提供するということが可能ではないかと思っています。

○川上主査 済みません、元に戻りますが、民間に公募するかどうかは、各市の独自の判

断だと、こういうことですか。

○幸田課長 はい。ただ、国会でもそういった質問がありまして、できるだけ公募することが望ましいと考えていますということは、私どもの大臣も答弁しています。

○川上主査 それは、民間ができることは民間がやりましょうということが基本的なスタンスだと思うんですね。そうするには、より強いガイドラインもしくは何か周知徹底のやり方を考えていただく必要があると思います。結局、民間にオープンにしていけないということ、逆にオープンにしても、現実には公募期間が2週間とか1カ月の短い期間であって、調べる期間がないという場合も見られます。新規参入を非常に妨げているという例がたくさんあると思うんですね。そういうことを民間にもっと開放すべきであると。そして、公募期間も民間が対応できるような公募期間にすべきであるという見解というものを総務省として出されるべきじゃないかと思うんですが、これは、民にできることは民にしましょうと、基本的な全体の流れの中から、そういうことはやっていただければと思うんですがね。

○小田原委員 今のお話に付け加えまして、私どものところでも、局長名通知を受けて指定管理者制度を進めているんですけども、その通知は、そういう制度を進めろということと、情報開示を行えということなんですけど、さらに、今回の要望というか質問は、細かい部分について、なかなか公募にしても、あるいは応募しようとしても、期間が短いために応募できないという制約があるので、今の主査のお話のように、もっと開放できる形の通知をさらに出していただければということなんですけれども。

○幸田課長 今お話がありましたように、公募期間を設定しても、それが非常に短くて、実質的に公募に対応できないということだったら、これは制度的に問題があるということだろうと思いますので、それはおっしゃるとおりだと思います。それはどういう期間が、何週間がいいか、何カ月か、それは施設によって違うというところはありますけれども、十分公募に対応できる民間の会社があった場合に、ちゃんと手を挙げられるような形でやっていくということ、これは当然必要なことだと思います。

○米田委員 それは②の情報開示についても言えることでして、こういった指定管理者を応募するときに、民間の方々がいろいろ算定をして事業計画を立てなければいけないんですが、それに必要な情報が必ずしも開示されていないという現状がきております。

○幸田課長 それは、1月の通知のときに入れています。

○米田委員 それにつきましても、同じことが起こっておりますので、どうしても指定管理者制度につきましても、主体となる地方公共団体自身が、自分の外郭団体の職員の雇用を失うのではないかというようなものが後ろにありますので、どうしても自由におくと後ろ向きのベクトルが働くということもございますので、その辺にぜひ留意していただいて、さらに制度が円滑に進むように、ぜひいろいろガイドラインとか御指示いただきたいと思っております。

○幸田課長 ガイドラインの設定というのは、これを国がつくってというのは、なかなか

地方自治の観点から難しいです。

○米田委員 ガイドラインでなくても、その他の方法で、先ほどの連絡協議会でも結構です。周知をお願いいたします。

○川上主査 民間にももっともっと開放すべきであるという指針というのは、総務省としては出せるんじゃないでしょう。全体の世の中の流れから、今は地方公共団体でやっていることをもっともっと民間で行えるようにすべきであると。

○幸田課長 既に出しています。

○川上主査 出しているけれども、実際は伴わないと。

○幸田課長 それは、国が一方向的に強制してこうやりなさいと、それはできないので、これは地方自治でございます。ただし、私どもとしてはかなりそういった、今おっしゃるような観点というのは通知は出しているところです。

○川上主査 もっとそれを促進するような出し方というのがあるんじゃないでしょうか。

○幸田課長 ちょっと検討してみます。強制的にはできませんので。

○川上主査 公募したところをオープンにすればいいんですよ。公募したところを公表すればいいんですよ。公募していないところを公表すると問題があるでしょう。

○幸田課長 公募がどのぐらいかというのは調査をして出しています。

○川上主査 パーセントが出ていますね。

○幸田課長 はい。

○川上主査 公募した市町村をオープンにすればどうですか。要するに、公表するわけです。公募した何々市が。

○幸田課長 指定手続は条例で定めることとなっているので、それはオープンに既になっています。

○安念委員 それぞれの市町村が自分のホームページなどで、「公募しています」ということをオープンにするのは当然なんだろうけれども、それを国で集約して、ここの市町村はやっています、ここはやっていませんという情報をまとめて提供してもらえないかという話だったんじゃないですか。

○幸田課長 それは、先ほど言いましたように、アンケート調査をこれからやる予定にしていますので、それを連絡会議等でいろいろ議論をして、PFIとかほかのものもございますから、そういったものでどういう形にするのかということは、検討をこれからすることになっています。

○川上主査 その連絡会議の了解事項ということになるんでしょうが、そういうことであれば、市のホームページ上だけでなく、総務省として全体的に発表すればいいのではないのでしょうか。例えば、山口市はやっていますよ、下関市ではやっていませんよということであれば、市長にとって、これは何か言われるもとですからね。

○幸田課長 ただ、難しいのは、公の施設がいっぱいあるんですね。公の施設ごとにそれをどうするかということになるので、これを全部公表するというのは難しいですね。

○川上主査 難しいということはわかります。だから、一件もやっていないようなところ、全然取り組んでいないようなところ、取り組んでいないところを公表するというのはいかがでしょうか。1件でも取り組んだところは公表すると。

○幸田課長 公募はほとんどの団体でやっているようです。施設によつての差異はありますが。

○小田原委員 やっているけれども、すべてがそういうふうな公募の形でやっているかという、今の課長のお話のように、施設によつてはできないところもあるからという逃げ方は。

○幸田課長 全施設についてどうしているかというのを国で出すというのは、そういうことをやっているものはちょっとないと思いますので、それは難しいと思います。

○川上主査 非常に少ないし、狭き門になっていますし、民間が入っても入るまでに時間がかかると聞いています。ある市には入っても、この市は最初から行ってもだめだと、こういう市が多いと聞いていますので、その辺を指針をもっと徹底すべきであるということだけでなく、もっと強い指針を出すべきじゃないかと思うんですが、どうやったらいいかというのはよくわかりませんが。

○幸田課長 公の施設というのは、よく御存じのように、千差万別ということもございませぬので、スポーツ施設等で公募を行っている割合はかなり高いと思います。

○小田原委員 逆に、スポーツ施設にしても。

○幸田課長 いろいろあるということですよ。

○小田原委員 かつ、入りにくくしている。期間を短くしたりということが言われていますので、ここに挙げられているような事柄についてきちんと対応するような、通知でも構わないからということになるだろうと思うんですね。

○米田委員 目的外使用なんです、指定管理者制度で、例えば、公園の管理を受託した民間の企業が、その公園を使って、民間の創意工夫で、新しい歌祭りとか村祭りみたいなものをやろうというような、言ってみれば目的外ではあっても地域振興につながるような事業を計画するような、計画したくなるようなことは結構あると思うんですね。官から民にいったときの一つの特徴は、民間の創意工夫が生かせるということだと思つていますが、今の指定管理者制度の発注要件は、その辺の民間の創意工夫をやや縛っている面があるのではないかと思います。そこを、初期の発注ではこうであるけれども、その後、民間の方が実際に運営を委託したら、いろいろなアイデアが出てきて、こう使えばいいんじゃないかというアイデアが出てきたら、それを実現できるような、もうちょっと柔軟な運用というものをお願いしたいという意味で書いているんですけども。

○川上主査 ややと言つたけれども、ややじゃなくて、要するに、目的外に使えば、決められた、今までやっていないようなことは一切だめだと。何をやろうとしていてもだめだというようなことをお聞きしています。

○幸田課長 当該施設の設置目的を民間の創意工夫で効果的に運営をするというのが目的

だということなんですね。

○川上主査 基本的に地域住民の利益になることであれば、あるいはその地域住民のためになることであれば、もっともっと幅広く運用、活用すべきであるといった指針でも、この言葉が適切かどうかはわかりませんが、こういった指針、ガイドラインというのを出していただければと思います。要するに、地域にとって役に立つような施設ということが一番いいんじゃないかと思うんですが。

○幸田課長 恐らく、今、米田先生がおっしゃられたのも、主査がおっしゃられているのも、目的の設定と、それからその目的に沿っているという形でやるということなので、それと全然違う、目的外のことを何でもやるということは、行政目的で施設もできていて、それを民間に任せて、民間の活力ないし知恵を生かそうということですので、それはむしろ目的のとらえ方の問題じゃないかなと思います。

○安念委員 そうじゃないですか。目的外使用というのは、国有財産法もそうだけれども、解釈が結構難しいんですよ。境界線はそんなに明らかなじゃないので。

○米田委員 解釈ということなんですね、きっと。

○幸田課長 目的外で全然違うことに、民間が借りたので、自分の利益のために目的外で使ってもうけましょうというのは絶対にまずいです。

○川上主査 それはわかります。

○幸田課長 でも、そういう民間もあるんです。だから、それは民間の方の問題もあるという指摘もかなり自治体から出ているので、それも連絡会議とかでは議論になっています。

○川上主査 要するに、その目的に沿うもので、今までやっていないようなことは、まず挙げても断られるというような話を聞いているんです。

○幸田課長 ここに書いているのは、具体的な支障事例というか、そういう問題を教えていただいて、例えばこういうのですよと、それは解決できるのかどうかということをもむしろ検討した方がいいんじゃないかと思います。そういう具体的な支障事例は総務省にはきていません。だから、ここに書いているんです。

○安念委員 目的外使用を認めろとって、はい、認めます。正面から言える立場でないことは明らかだよな。

○幸田課長 ええ、そうです。

○安念委員 つまり、目的内、目的外とは何であるかということ一度整理をしなければならんわけですね。

○幸田課長 そうなんですね。だから、そこはぜひ教えていただければと思います。今、私どもの方にはそういう支障事例は届いていないし、今言われたように目的外使用を認めろというような形ですと、それは難しいということになります。

○川上主査 時間になりましたので、時間的に不足があったかもわかりませんから、また改めて。

○幸田課長 ぜひもう一度ヒアリングしていただければ、私どもは前向きに自由度を高め

るといふことはあれですし、ぜひ先生方の御意見をいただいて進めていきたいと思ひますので、何回でも来たいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○川上主査 今日はどうもありがとうございました。

(総務省退室)

(経済産業省入室)

○川上主査 今日は、工場立地法の件でわざわざお越しいただきましてありがとうございます。前回、一度ヒアリングさせていただいて、非常に前向きなお言葉をいただいたと記憶しております。今日もぜひひとつ前向きな発言を期待しておりますので、よろしくお願ひします。今日のヒアリングについては、後で議事概要を公開させていただきますが、その点、お含みおきいただければと思ひます。それと、時間的に30分ですから、前段10分ぐらいで御説明いただいて、あと20分、質疑応答という格好でお願ひします。よろしいでしょうか。

○横田課長 わかりました。

○川上主査 では、ひとつよろしくお願ひします。

○横田課長 では、あらかじめ質問事項をいただいておりますので、これに即して御説明をしたいと思ひます。

御質問いただいている事項につきましては、産業構造審議会の工場立地法検討小委員会にて審議を行っているところでございます。お手元には10月31日の小委員会にお諮りした報告書案を配付させていただいておりますけれども、もちろんこの報告書案自体、31日で議論があって、今、修正中でございますので、できれば来週頭ぐらいにはパブリックコメントに付したいということなんですが、これで御説明するのが一番わかりやすいのではないかと、今回これをお持ちしました。

それで、お手元に配付した資料の10ページ目をごらんいただきたいんですが、まず、最初の質問事項が、「生産施設面積基準を緩和することについての貴省の考え方」ということなんですけれども、生産施設面積規制については、実は工場立地法検討小委員会では、もう役割が終わったので、廃止することが適当だということになっています。

済みません、先に8ページの3つ目のパラグラフですね。「以上のように、工場立地法については」云々かんぬんと、本小委員会においては、生産施設面積規制については、撤廃することが適当であるとの考え方で意見集約を図られている、ということで審議会の方では結論が出されています。

ただ、撤廃ということになりますと、法改正を要するというので、これが直ちに法案にして国会で御審議いただいて、通るかどうかということもありますので、法案が通るまで何もしなくていいということではなくて、ゆくゆく撤廃するんだけど、当面、8ページの(2)以下の措置を講ずべきだという報告書になる予定であります。

それで、もう一度10ページの方に帰っていただきまして、生産施設面積基準につま

しては、今、10%から40%までの5段階。実質的には10%の業種はありませんので、15%から40%までの4段階になっております。そもそも業種ごとの規制については、10ページ目の③のところに書いてございます、環境負荷物質、SO_x、NO_x、ばいじん等ですね。これらの排出量の状況を見ながら、規制水準を決めてきております。そもそも生産施設面積基準を撤廃するというのであれば、これは一切なくなってしまうわけですが、撤廃されるまでの間、極力緩和をするという方向で私どもとしても、これは告示になりますけれども、見直しを行いたいと考えています。

具体的にどういう改正をするかということなのですが、やや技術的になりますけれども、生産施設面積基準につきましては、昭和48年の法制定時に導入された後、平成9年と平成16年に見直しを行っています。それぞれ業種ごとの環境負荷物質の排出量の改善状況に応じて、生産施設面積率を緩和するという措置を講じてきておりますので、平成16年の見直しから3年経過していますので、もう一度この実態を踏まえて緩和するというのが1点であります。

2点目に、これまで過去2回見直しを行った中で、例えば、10%業種で、本来であれば30%に見直しをしても差し支えないぐらい環境負荷物質が低減しているという業種であっても、これまでは1段階しか緩和を認めないという値切るようなことをやってきたものですから、この値切りというのはあまり合理的でないのではないかとということで、過去値切ってきた分も含めて、今回の見直しでは生産施設面積の区分の見直しをしたいということに考えています。というのが1点であります。

それから、質問事項の2点目に、「5段階の基準について、例えば5%の設定が可能となるように、柔軟な見直し、運用を行ってはどうか」という御指摘をいただいています。前回の工場立地法小委員会では、5段階区分にしますと、例えば、環境負荷物質の低減率から見ると、38%ぐらいまで生産施設面積を緩和しても構わないような業種についても、切り捨てて30%になってしまうというのは、土地の利用効率を考えると、8%というのはかなり大きいですから、そういう意味ではもう少し刻みを小さくして、それから、40%という上限も場合によってはもっと引き上げて、そういう意味では、例えば65%ぐらいまで引き上げるという案を前回御議論いただいたんですけれども、その際にも40、50、60、65とかじゃなくて、40、45とか、なるべくきめ細かくすれば、緩和の効果も大きいのではないかとということで御議論をいただきましたけれども、この点については、むしろ委員の側から、あまり刻みが細かくなり過ぎるのは煩雑でいかなものかといったような御指摘も出されています。

したがって、報告書の中では、5%刻みの部分は落とした形にしたいと思っておりますけれども、いずれにしても、もう一度現状の環境負荷排出物に関する調査を行う予定にしておりますので、その調査結果を見ながら、どういう区分にするのかとか、上限をどこまで引き上げるのかといったようなことについては検討したいと思っております。この点につきましては、告示の見直しになりますので、もう一度案をつくって、産構審の意見を聞いて

改正という段取りになりますけれども、一連の作業をして、年度末、あるいは年度初になってしまうかもしれませんが、この半年ぐらいの間に作業をして改善ができるようにしたいと考えております。

次に、2番目の項目で、緑地面積率基準についての指摘事項がございます。お手元に配付させていただいた報告書案でいきますと、8ページの下(2)の①というところが飛び緑地についての報告書の案になっております。

実は、現状も工場立地法の運用では、工場等の周辺区域内の敷地外緑地については、実質的に工場内の敷地と同等の扱いをするような仕組みになっているんですけれども、さらに、工場の周辺区域の外にあるような敷地外緑地についても既存工場でなかなか工場の増設をするときに、工場の敷地内に緑を確保するのは難しいというところについては、何らかの手当てをすべきではないかということで審議会では議論をさせていただいています。

その際、じゃ、どの程度の距離的範囲までであれば敷地内と同等の効果を有するということで認めていいのかと。委員の中では、半径500メートル以内ですかとかいろいろおっしゃる方がいるんですけれども、ただ、これまた地域の実情でいろいろまちまちですし、半径500メートルとすると、600メートルにあるところを何とかしてくれとか、1キロのところとか、そういうことで広がっていきますので、これは地方分権改革が言われている中で、あまり国が500メートルとか800メートルとか決めるんじゃなくて、地域の判断にゆだねた方がいいんじゃないでしょうかという議論をしております。

ただし、緑地規制については、工場等周辺住環境との調和ということからこの規制が置かれているということで、当初は住民の同意みたいなことをとれば、そういう敷地外緑地も認めていこうという議論もあったんですけれども、これはむしろ委員の方から、住民といっても、引っ越したりいろいろ変わるので、そういった意味では、それぞれの自治体がどの範囲まで許容するのかといったガイドラインとか基準みたいなものをつくって、それに基づいて運用するという仕組みにしてはどうかという御提案をいただきまして、ここは各自自治体の方でそういう基準をつくって、その基準にのっとって、工場周辺、区域から離れたような飛び緑地についても認めていくという仕組みにしたいと考えております。

これは、運用例規集というものがあって、担当している各省庁共同で出しているものですが、この中でそういう自治体の定めるガイドラインに適合しているようなものであれば、敷地外緑地であれば、工場立地法の規制に合致していなくても、違反だということで勧告しないことができるという仕組みがありますので、そういったことで措置をしたいと考えております。

最後の質問事項の中で、「面積のみによる規制ではなくて、緑地の質とか、新たな基準を設けることについての見解」という御指摘があります。これは、9ページ目の②の部分であります。これについても敷地外緑地と同じようなことで、既存工場でなかなか工場の敷地内に緑が確保しにくいという工場については、もともと工場と工場周辺の住環境との調和という観点からすれば、ある程度周辺住宅から見た外観で、工場は緑に覆われている

という状況があれば、これは先ほどの敷地外緑地と同じように、面積率基準を満たしていても、実質的に違反勧告はしないということで許容するような運用にしてはどうかということ盛り込んでおります。

10 ページ目に具体的なイメージが書いておりますけれども、事務局から提案をいたしましたのは、例えば工場と緑をシルエット状にして、それを四方八方から立面図みたいなものをつくって、緑のウエイトが一定以上であれば、これでいいじゃないかというような仕組みにしてはどうかということを考えておまして、一定の水準ということにつきましては、少し各工場の実態みたいなことについて調査をした上で、私どもの方で決めさせていただくということ御了解をいただいております。

この計算式といったことについては、いろいろ御議論がありましたので、具体的にどういう形になっていくかということについては、これからまた検討が必要でありますけれども、基本的にこの御質問にいただいているように、面積だけで規制するんじゃなくて、ある程度工場立地法の趣旨に則って、周辺から見て一定の立体的な緑量があれば、それをもって規制を満たしているものとするという方向で、年度末ないし年度初ぐらいには手当てができるような形で対応していきたいということで考えております。

ちょっと時間を超過しましたが、以上です。

○川上主査 ありがとうございます。今、お話をお伺いして、まず、生産施設面積の基準の緩和については、審議会で今討論しているということですか。

○横田課長 まさに審議会で審議している報告書の案を今日は資料としてお配りしております。

○川上主査 それは産業構造審議会ですか。地域経済産業分科会。委員長が和田さんという帝京大学の教授をされている、この資料ですな。

○横田課長 地域経済産業分科会の下に設置されている工場立地法検討小委員会という配付している資料の一番表に。

○川上主査 12 ページにメンバーが入っていますが、これですか。

○横田課長 ことです。

○川上主査 ここでいろいろ検討しておるとのことですね。

○横田課長 はい。

○川上主査 経産省の立場としても、この緩和については前向きに検討していると、こう考えてよろしいですな。

○横田課長 結構です。

○川上主査 具体的には、これはいつごろをめどに。これは法改正になるのでしょうか。

○横田課長 いや、生産施設面積規制を撤廃することになると法改正なんですけど、法改正にはどうしても時間がかかりますので、法改正するまで何もしないというわけじゃなくて、運用でできることをやっていこうということで、さっき御説明したような業種ごとの区分の見直しとかいったことをやっていきたいと。

- 川上主査 それは法改正をやらなくて済むわけですか。
- 横田課長 法改正じゃなくて告示の見直しになりますので。
- 川上主査 これは具体的にはいつごろをめどに考えておられるんですか。
- 横田課長 年度末ないし年度初までには告示改正を終えたいと思っています。
- 川上主査 これは基本的には緩和する方向でのことと考えてよろしいですか。
- 横田課長 結構です。
- 川上主査 それと、今、これは国の方で全部決めていることであって、各市町村、あるいは地域に応じた扱いというのは、特に今のところはないのでしょうか。
- 横田課長 前回のヒアリングのときにも御説明をしたと思いますけれども、2. の緑地面積率基準については、この6月の施行されました企業立地促進法の中で、市町村が地域の実情に応じた緑地面積率を条例で決められるという。
- 川上主査 緑地帯はね。
- 横田課長 はい。
- 川上主査 生産施設面積の方です。
- 横田課長 生産施設面積については、これは環境負荷排出物の影響なものですから、緑地については、もともと工場周辺の緑の状況とか、どれだけ住宅があるとか、そういう状況によって地域ごとに規制を変えてもいいかなということなんですけど、これは平成9年に、都道府県が条例で自由に規制水準を決められるという法改正をやったときにも、緑地については都道府県に権限移譲しているんですけども、生産施設面積については移譲していないんですね。ですから、ある程度地域の実情みたいなものを勘案、反映できるものとできないものという仕分けでやってきています。
- 川上主査 基本的には、緑地面積が少し減るような方向になってきたのに、生産施設面積はまだ基準が変わっていないということになっておりますな。今年、緑地面積に関してはちょっと変わったわけですか。
- 横田課長 今年、緑地面積については、地域の実情で緑地面積基準を緩められるような仕組みを入れてはいますが、今回の企業立地促進法では、生産施設面積については特にそういう措置は講じられていないということですね。
- 川上主査 ただ、全体的なこととしての緩和を今考えていますよと。それは年度末を目指しているということですか。
- 横田課長 多分年度初ぐらいになるとは思いますけれども。
- 川上主査 年度初め。
- 横田課長 はい。
- 米田委員 一つよろしいですか。最後の質問2、工場立地法の緑地面積基準の質問2のところなんですけど、資料の10ページで、緑視率確認方法というのがあるんですけど、そこで御質問なんですけど、最近、壁面緑化というのも増えておまして、壁面緑化も入るのでしょうか。

- 横田課長 入ります。
- 米田委員 あと、よく聞く話なのですが、屋上緑化で芝のみの場合、認められないことがあると聞いたんですが、それは誤解ですよ。事実誤認ですよ。
- 横田課長 全体の緑地面積のうち4分の1まで、屋上緑化についても算入できることになっています。
- 米田委員 そのときの屋上緑化というのは、芝だけでも、草だけでもよろしいんですか。
- 横田課長 これは屋上とか地面に限らず、手入れをされていない雑草みたいなやつはだめなんですけれども、ちゃんと芝のように管理されているものについては緑地カウントできるとのことになっています。
- 米田委員 木が生えていなければいけないとか、そういうことではないわけですよ。
- 横田課長 緑地の定義がありまして、10 平米に成木して4メートルになる木が1本あれば、その10 平米のところは緑地とか、あるいは高木じゃなくて低木については、20 平米で低木が20 本以上と高木が1 本以上。
- 経済産業省随行者 それと、あとは地被植物と言われる芝生等。
- 横田課長 芝とか、ちゃんと管理された。
- 米田委員 芝のみの場合はだめ。
- 横田課長 芝のみでも管理されていればいい。
- 米田委員 わかりました。最近、壁面とか屋上緑化とかが進んでおりますので、どういうふうに入っているか、質問で確認させていただきました。ありがとうございます。
- 小田原委員 大変ありがたいお言葉をいただいてうれしいんですが、これは二次答申の中に結論、あるいは近いうちに措置されるという形で盛り込んでいただいてもよろしいと考えていいですか。
- 横田課長 表現ぶりは相談させていただきたいと思いますけれども。
- 川上主査 でき得れば、年度初めに措置という言葉を担当としては使いたいということですよ。
- 横田課長 はい。また法令担当部局とも相談をさせていただいた上で。
- 川上主査 それと、飛び緑地に関しては、今、地域の判断にゆだねた方がいいんじゃないかということと言われて、僕もそのとおりだと思うんですな。まさに地域の実情に合わせた飛び緑地と。例えば1キロ離れていても、いい場合もあるだろうし、300メートルでもだめだという場合もあるでしょうし、地域の実情に合わせたことということ、まさに言われておるとおりだと思うんですけども、具体的にはいつごろそういう方向性が出るでしょうか。
- 横田課長 この部分については、ほぼこの原案と同じような報告書案が来週の頭にはパブリックコメントに付されて、年内には、報告書自体は、この方向性は固まるということで御理解いただければと思います。この報告書に基づいて、具体的に規程改正みたいな作業、これまた関係省庁との協議とかございますので、それをやり終えるのが、新年度早々、

4月中ぐらいには、年度初めにはやりたいなと思っております。

○川上主査 ありがとうございます。

それから、質問の2番目はまだ別にして、最後の緑地の質等のあれは、これも年度初めぐらいにということで考えていいですか。

○横田課長 結構です。

○川上主査 わかりました。前向きな発言、ありがとうございます。あと、具体的なこちらの答申として盛り込むべきには、また案文を送りますので、できれば、1番目の生産施設と、飛び緑地の件と、緑地の質等の問題、この3つに関しては、年度初めに措置というところまで持っていきたいと思っていますので、ぜひひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○横田課長 御相談させていただきます。

○川上主査 あと、生産施設面積の緩和というのも、これはこちらでは出していないんですが、地域社会に応じたことというのは、やはり考えておられるんでしょうな。地域に応じた対応というのは、緑地の方だけですか。

○横田課長 一定の環境負荷を与えるような排出物の量というのが、地域ごとに、ここは多少緩くても構わないとか、ここはきつくなくちゃいけないとか、あまり地域特性がないものだと我々は考えていますけれども、ただ、根本的には、いろいろな大気汚染防止法とか、水質汚濁防止法とか、そういう環境規制の法規の方でカバーできているので、そもそも役割は終わったという認識は、産業構造審議会と我々も一致していますので。

○川上主査 今、実質、公害を出すようなところはないでしょうからな。

○横田課長 そうですね。そういう意味では、当面の見直しだけではなくて、将来、法改正を含めた、撤廃を含めた抜本的な見直しが必要だと我々も認識をしています。

○川上主査 わかりました。

今日はどうもありがとうございました。